

首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	経費補正について	本案件の経費計算に要する工種区分は、舗装「新設」舗装「修繕」のどちらでしょうか。ご教示ください。	新設とお考えください。
2	積算基準の適用について	本案件における積算基準は、令和5年7月改定の土木工事積算基準によるものとなるのでしょうか。ご教示ください。	公告日時点の積算基準にてお考えください。
3	単価の公表について	仮設プラントにより出荷するアスファルト合材及びセメント安定処理路盤に使用する骨材の単価は公表されますか。ご教示ください。	当該材料等価格は閲覧に付す予定です。
4	歩係区分について	NEXCO 令和4年7月1日改定版を採用するものとしてよろしいですか。	質問番号2の回答のとおりです。
5	単価表 2-(5)盛土工 A	盛土工Aは、購入材料を使用しますが仕様をご教授下さい。	設計図に示す盛土施工部位と土工施工管理要領3-3をご確認ください。
6	特記仕様書 16-2 貸与品について	標識車、標識、交通規制標識類については受注者手配となっているため具体的な数量をご教示ください。	交通規制については、率計上項目となるため、質問は受け付けておりません。

首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
7	特記仕様書 20-3 20-5 建設汚泥の取り扱いについて	20-3において建設汚泥は活用方法等再資源化施設となっているが、20-5において再生資源の使用及び建設副産物の活用等(建設汚泥の処理を除く)に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むとなっており、内容に矛盾が生じていると思われる。20-5に従い建設汚泥の処理に係る費用については監督員との協議により定めると考えてよいかご教示ください。	特記仕様書20-3(4)に示すとおり、建設汚泥の処理に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとお考えください。
8	特記仕様書 26-5-1 粒状路盤材について	製鋼路盤材を使用するとなっているが、下層路盤、上層路盤に使用する材料の品名(規格)についてご教示ください。	特記仕様書26-5-1(3)に示すとおりです。 なお、セメント安定処理路盤に準じ、路肩部の上層路盤に使用する材料規格は、下層路盤材の規格を適用するものとお考えください。
9	特記仕様書 26-5-6 下地処理の廃材処理について	ウォータージェット工法による下地処理後の濁水の処理について、つくばJCT資材基地又は矢作プラント敷地となるのか又はその他の場所を想定されている場合、設置個所をご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
10	特記仕様書 26-11-3 防護柵B2設置(2)について	材料区分に貸与及び一部新品購入とありますが、購入品の数量を具体的にご教示ください。	05-6_本線詳細図(常総地区)19/237における材料表に示すとおりです。
11	割掛対象表 参考内訳書【仮設備工事費】について	プラント敷地造成・材料置場・場内道路費において、場内道路面積3,100㎡とあるが、路盤及びアスファルト舗装の仕様(舗装構成)についてご教示ください。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
12	設計図 用排水溝詳細(円形側溝)について	円形側溝について、摘要の1本当たりの重量について施工地区により差違が生じております。(例φ400×1995 上総地区・つくば地区:1049kg/本、牛久地区・坂東パーキング:1483kg/本 等) 正しいものをご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。

首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
13	契約参考図書(率項目図面)について	率計上項目数量表 項目番号46 規制材賃借費A、項目番号47 規制用看板製作費Aについて具体的な数量をご教示ください。	規制材賃借費A、規制用看板製作費Aについては、率計上項目となるため、質問は受け付けておりません。